

# 【エナジーサポート株式会社 一般事業主行動計画】(第4期)

## 1. 目的

社員が仕事と育児を両立させることができるよう、次のとおり行動計画を策定する。

## 2. 計画期間

第4回期間：令和2年4月1日から令和4年3月31日

## 3. 行動計画内容

①	育児・介護休業法に基づく育児介護休業や時間外労働制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知をする。
---	---

### 《対策》

- ・関連法規の改正都度、適宜規定の見直しと周知をする。
- ・社内報を利用した社会保険制度や社内制度の周知を行う。
- ・対象者への個別説明の実施。

②	計画期間中、子供が生まれる際の父親の特別休暇の取得率を80%以上を継続する。
---	--

### 《対策》

- ・取得状況の実態調査し、継続的に取得状況を把握。
- ・イントラネット等へ取得状況等掲示による周知の実施。
- ・社内届出により子が誕生した社員に対し特別休暇の取得を確認する。また、労働組合等と連携し配偶者が出産する社員の情報収集に努め、特別休暇の事前案内を行う。